

別表 中型まき網漁業（ぶりの稚魚をとることを目的とするものに限る。）及びぶり稚魚漁業に係る制限措置

① 中型まき網漁業（ぶりの稚魚をとることを目的とするものに限る。）

制限措置						
漁業種類	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
中型まき網漁業（ぶり稚魚）	5トン以上40トン未満の範囲内において申請のあった船舶の総トン数	申請のあった推進機関の馬力数	宮崎県沖合の海域	2月20日から翌年2月19日まで	宮崎県の漁船原簿に登録された漁船を使用する者（以下「漁船使用者」という。）。ただし、起業認可の申請に限って、宮崎県の漁船原簿に登録を予定している漁船を使用する者（以下「漁船使用予定者」という。）も含む。	3

② ぶり稚魚漁業

制限措置						
漁業種類	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
小型まき網漁業	5トン未満の範囲内において申請のあった船舶の総トン数	申請のあった推進機関の馬力数	宮崎県沖合の海域	2月20日から翌年2月19日まで	漁船使用者。ただし、起業認可の申請に限って、漁船使用予定者も含む。	4
機船船びき網漁業	5トン以上20トン未満の範囲内において申請のあった船舶の総トン数	申請のあった推進機関の馬力数				7
小型まき網及び小型機船船びき網漁業	5トン未満の範囲内において申請のあった船舶の総トン数	申請のあった推進機関の馬力数				4